

令和4年10月20日

各県立学校長 殿

保健体育課長

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた
今後の感染対策について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

その内容は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大について、今夏を上回る感染者が発生する可能性があること、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されること等から、学校運営に当たって特に留意すべき点について取りまとめられたものです。

については、貴校の関係職員へ周知していただくとともに、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続の両立に向けて、必要な感染対策に取り組んでください。

連絡先

担当：健康教育係 永田

電話：099-286-5318

FAX：099-286-5671

※ 本文書の文書管理上の分類記号
「G-3-0（健康管理総括）」

「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」（新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース）及び「今秋以降の感染拡大期における感染対策について」（新型コロナウイルス感染症対策分科会）についてお知らせします。



事務連絡
令和4年10月19日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健・施設担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの 同時流行も見据えた今後の感染対策について

先日10月13日に、関係する団体やアカデミア、経済団体、国・地方の行政機関等から構成される新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォースが発足し、第1回タスクフォースにおいて、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」が決定されました。また、同日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会においては、「今秋以降の感染拡大期における感染対策について」が取りまとめられています。

これらは、新型コロナウイルスの今後の感染拡大について、今夏を上回る感染者が発生する可能性があること、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されること等から、保健医療体制の強化・重点化や感染対策の考え方について取りまとめたものとなりますので、下記に示す学校運営に当たって特に留意すべき点と併せて御参考いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続の両立に向けて、必要な感染対策に取り組んでいただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町

村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

記

1. 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応について

【添付資料 1-1, 1-2 関係】

(1) 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行下に多数の発熱患者等が生じる場合を想定して、重症化リスク・疾患等に応じた「新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時流行下の外来受診・療養の流れ（イメージ）」（別添1）が示されており、これを参考として、各地域において具体的な外来受診や療養方法等が決定されることとなります。

このため、地域の衛生主管部（局）と連携し、各地域における具体的な取扱いを確認した上で、学校内において、発熱等の体調不良を訴える者が発生した場合の対応について、事前に所管の学校等との間で情報共有を徹底していただくようお願いします。

(2) 特に、過日の事務連絡において、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮を要請したところですが、新型コロナウイルスのほか、季節性インフルエンザについても、医療のひつ迫を回避するため、療養開始に当たって又は療養期間終了後に学校に出勤、登校するに当たって、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることのないよう御留意ください。

【参考】新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について（令和4年8月1日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220802-mxt_kouhou01-000004520_001.pdf

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染予防、発症予防、重症化予防の観点から、ワクチン接種を進めていくこととされており、児童生徒等及び保護者が自ら接種の判断ができるよう、引き続き、地域の衛生主管部（局）の求めに応じて、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等に関する広報等への協力をよろしくお願いします。

【参考】新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について（令和4年9月6日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220907-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

2. 今秋以降の感染拡大期における感染対策について【添付資料2関係】

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会において取りまとめられた提言においては、

- 学校・保育所等での感染対策については、子どもの教育機会を可能な限り確保するとともに、子どもや教育現場、医療現場の負担とならないよう、科学的知見に基づき、ポイントを絞って効果的・効率的な対策に取り組むことが必要。

具体的には、子どもは高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、子どもに対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではない。

- 他方で、季節性インフルエンザとの同時流行が予想されており、子どもが流行の主体である季節性インフルエンザの感染対策も念頭において取組とすることが必要である。

- このため、これまでも講じてきた、体調不良の場合に登校・登園を控えること、部活動を含めた学校内での換気等による感染対策について、今夏の集団感染事例や先進的な取組等を踏まえて、さらに推進していくことが必要。

とした上で、具体的な感染対策として、

- ・ 季節性インフルエンザの同時流行も想定した体調不良者の欠席徹底
- ・ 体調不良の教職員の休暇徹底
- ・ 効果的な換気の徹底
- ・ マスク着用が困難な状況での感染対策

が挙げられています。

これまでも、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）や本年7月に新型コロナウイルス感染症対策分科会において取りまとめられた提言等を踏まえ、累次の事務連絡において、

- ・ 教職員や児童生徒等に対する日常的な健康観察を継続的に行い、何らかの症状がある場合や体調が優れない場合には、出勤・登校させないことを徹底すること
- ・ 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底すること等を求めてきたところですが、今般の提言を踏まえた上で、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行も見据え、改めて各学校において講ずべき感染対策の検討及び徹底をお願いします。

【参考】「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（令和4年7月15日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220719-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

【参考】新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について（令和4年9月2日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220902-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

このうち換気については、「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）や今般の提言にもあるように、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、学校についても、二酸化炭素濃度測定器を活用しながら、二酸化炭素濃度を1,000ppm以下に維持することが望ましいとされており、学校衛生管理マニュアルや「学校における感染症対策実践事例集」（令和4年3月公益財団法人日本学校保健会）等も参考に、授業等で使用する教室のほか、屋内の体育館や更衣室、移動の際のバス等を含めて、活動場所や活動場面に応じた換気対策を講じていただくようお願いします。

その際、今般の提言や新型コロナウイルス感染症対策分科会における文部科学省提出資料（参考資料7）にもあるように、換気の専門家を学校に派遣し、「感染症対策改善セミナー」を開催する、教室等における二酸化炭素濃度のモニタリングを行い、換気の効果やその効果的な実施方法を確認するといった各地域における取組事例のほか、文部科学省が実施した「公立学校における換気対策設備の設置状況に係るアンケート調査結果」等についても、適宜参考としてください。

また、特にこれから季節においては、寒冷地やそれ以外の地域においても、気温が下がり、窓開け等による常時換気が困難となることが想定されるため、サーキュレータやHEPAフィルタ付空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保することが重要です。

このほか、今般の新型コロナウイルス感染症対策分科会の参考資料6に保育所等及び高齢者福祉施設における機械換気設備の導入事例が示されており、必要な換気量を確保するためには、高機能換気設備（全熱交換機等）も有効であることから、その導入等についても、学校施設の状況等に応じて積極的に御検討いただくようお願いします。

【参考】新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）

- ・参考資料6 換気に係る参考資料
- ・参考資料7 学校における換気の実施に係る参考資料

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakusuisin.html>

なお、二酸化炭素濃度測定器やサーキュレータ、HEPAフィルタ付空気清浄機等の導入については「学校等における感染症対策等支援事業」等による支援対象としているほか、公立の小中学校等における高機能換気設備（全熱交換機等）の導入については「学校施設環境改善交付金」による支援対象としていますので、これらの支援制度の活用についても併せて御検討ください。

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○幼稚園に関すること

初等中等教育局 幼児教育課(内2361)

○部活動に関すること

スポーツ庁 地域スポーツ課(内3953)

文化庁 参事官(芸術文化担当)付(内2832)

○学校施設環境改善交付金に関すること

大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課(内2000)

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応

基本的考え方

- 今冬においては、新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）について、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性がある。加えて、季節性インフルエンザ（インフル）も流行し、より多数の発熱患者が同時に生じる可能性がある。
- 上記の事態にも対応できるよう、本年9月8日の「Withコロナに向けた政策の考え方」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）で示した「基本的考え方」に則り、限りある医療資源の中でも高齢者・重症化リスクの高い方に適切な医療を提供するための保健医療体制の強化・重点化を進めていく。

「Withコロナに向けた新たな段階への移行 基本的考え方」^{注)}

- 感染症法上の措置について、高齢者・重症化リスクのある者に対する適切な医療の提供を中心とする考え方へ転換し、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした、Withコロナに向けた新たな段階に移行する。
移行に当たっては、再度、大規模な感染拡大が生じうることも想定し、国民ひとりひとりの自主的な感染予防行動の徹底をお願いするとともに、高齢者等重症化リスクの高い者を守るとともに、通常医療を確保するため、保健医療体制の強化・重点化を進めていく。

注)「Withコロナに向けた政策の考え方」別紙参照

- 具体的には、同時流行下に多数の発熱患者等^{注)}が生じる場合を想定して、重症化リスク・疾患等に応じた「外来受診・療養の流れのイメージ」をお示し、各地域の実情に応じて、発熱外来や電話診療・オンライン診療の体制強化と治療薬の円滑な供給、健康フォローアップセンターの拡充と自己検査キットの確保、入院治療が必要な患者への対応の強化等の対策を進めるとともに、国民各位への情報提供と重症化リスク等に応じた外来受診・療養への協力の呼びかけなどに取り組む。

注) 新型コロナやインフル等による発熱等の体調不良等により受診を希望される患者

- その際、こうした対策、特に、国民各位への情報提供と重症化リスク等に応じた外来診療・療養の流れへの協力の呼びかけを迅速かつ効果的に実施できるよう、「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」^{注)}を立ち上げ、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関等と連携しながら取り組んでいく。

注) 令和4年10月13日に発足

今冬の感染拡大の想定等

- 今冬の感染拡大については、専門家の感染の見込みやオーストラリア等の状況も参考に、新型コロナの患者が1日45万人、インフルの患者が1日30万人規模で同時に流行し、ピーク時には1日75万人の患者が生じる可能性を想定^{注)}して、準備を進める。また、欧州において、新型コロナの感染者数の増加が見られており、引き続き欧米の感染動向も注視しつつ対策を講じる必要がある。

併せて、感染した場合にもできる限り重症化を防ぐため、新型コロナとインフルのワクチンについて、接種対象者への接種を進める。

注) 規模の想定について、正確に予測することは困難だが、新型コロナは今夏の感染拡大時に最も感染状況が悪化した沖縄県の感染状況と同規模、インフルは直近5年間の最大値だった2018／2019季と同規模を想定している。また、過去に新型コロナの累積患者数が少ない地域においては、感染拡大の規模がより大きくなる可能性がある点に留意が必要である。更に、新型コロナとインフル以外の発熱患者が一定程度見込まれることも考慮する。

- なお、感染者数が膨大となり医療のひっ迫が生じる場合やウイルスの特性に変化が生じ病原性が強まる等の場合には、住民や事業者に対する感染拡大防止や医療体制の機能維持に関する更なる協力の要請・呼びかけや行動制限を含む実効性の高い強力な感染拡大防止措置等が考えられ、状況に応じた対応を行う。

1. 同時流行に備えた対策

(1) 新型コロナ・インフルの同時流行下における外来受診・療養の流れ

➢ 標題の流れのイメージは別添1のとおりであり、概要は以下のとおりである。別添1は標準的なモデルであり、各地域の実情（保健医療提供体制や感染状況等）に応じて変更される場合があり得る。

(重症化リスクの高い患者・小学生以下の子どもの患者)

高齢者、基礎疾患有する方、妊婦、小学生以下の子どもの患者は、速やかに地域の発熱外来やかかりつけ医を予約・受診し、医師は、その判断により新型コロナやインフルの検査を行う。

一 検査結果が新型コロナ陽性の場合

医師は、重症化リスク因子があると診断した方については、新型コロナの治療薬等を処方する。それ以外の方については、医師の判断により解熱鎮痛剤等を処方する。

－ 検査結果がインフル陽性の場合

医師は、投与の必要性があると判断した方については、抗インフルエンザ薬（発症後 48 時間以内）等を処方する。

－ 検査結果が新型コロナ・インフルいずれも陰性の場合

医師の判断により症状や原因に応じた対応を行う。

(上記以外の患者)

上記以外の患者には、まずは新型コロナの検査キットで自己検査（薬事承認されたものによる。以下「自己検査」という。）を行っていただく。ただし、症状が重いと感じる場合などは、速やかに電話診療・オンライン診療の活用や、発熱外来やかかりつけ医等を受診いただく。

－ 検査結果が新型コロナ陽性の場合

地域の健康フォローアップセンターに登録し、自宅等で療養いただく（体調悪化時等には、速やかに健康フォローアップセンターに連絡又は電話診療・オンライン診療の活用や発熱外来等を受診）。

－ 検査結果が新型コロナ陰性の場合

地域でインフルの流行が見られる場合において、施設内・家庭内感染の可能性や特徴的な症状（急激な発熱、筋肉痛）などがある場合は、インフルの罹患の蓋然性が高いと考えられる。

受診を希望する場合は、都道府県が公表等する地域の電話診療・オンライン診療やかかりつけ医等で診断を受け、医師は、その判断により抗インフルエンザ薬（発症後 48 時間以内）等を処方するなど、症状や原因に応じた対応を行う。

受診を希望しない場合は、自宅等で療養いただく（体調悪化時等には、速やかに電話診療・オンライン診療の活用やかかりつけ医等を受診）。

(2) 発熱外来の強化と治療薬の円滑な供給

➤ 発熱外来について、箇所数の増加や診療時間の拡大、かかりつけ以外の患者への対応により地域の状況に応じた対応能力の強化に取り組む。

また、都道府県ごとの人口 10 万当たりの発熱外来の数・公表率等の公表や、診療所における感染防止対策等の事例の取りまとめ・周知を行い、上記の対応能力の強化を促進する。

更には、地域の状況に応じて、発熱外来を補完するため、地域の医師会

や病院、発熱外来以外の医療機関等の協力を得て、センター方式（例えば、地域外来・検査センターなど）による発熱外来の整備等に取り組む。

- 新型コロナとインフルの同時検査キットの確保^{注1)} や、重症化予防に資する新型コロナの治療薬の円滑な供給^{注2)} に取り組む。

注1) 発熱外来等の外来の場において、医師の判断により使用することとし、約3,800万回分を確保。

注2) 一定年齢以上の重症化リスク因子がある方向け経口薬約290万人分・中和抗体薬約150万人分を確保している他、一般流通を開始した経口薬ラゲブリオは、年末に向けて企業から約95万人分を供給できるようにする。

- 発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。

(3) インフル等の体調不良等により受診を希望する患者の電話診療・オンライン診療体制の強化

- 同時流行に備えて、電話診療・オンライン診療の体制を大幅に強化する。都道府県においては、例えば、
 - 地域の医師会と相談し、平日における電話診療等に対応する医療機関を増やすとともに、夜間や休日の電話診療等の輪番体制を作る、
 - 多数の医師を配置し多回線のオンライン診療を提供している医療機関と連携する、
 - 多数の医師を登録している事業者等と相談し、電話診療・オンライン診療の体制を作る、などの取組を検討する。
- 地域でインフルの流行が見られる場合において、施設内・家庭内感染の可能性や特徴的な症状（急激な発熱、筋肉痛）などがある場合は、自己検査の結果が陰性であれば、インフル罹患の蓋然性が高いと考えられる。その場合、インフルの検査をせず、電話診療・オンライン診療でも医師の臨床診断により抗インフルエンザ薬等を処方することが可能である。この取扱について、周知を徹底する。
- 処方された抗インフルエンザ薬を患者が速やかに受領できる備えを行う。都道府県においては、例えば、患者の診断を行った医療機関は患者の希望する薬局に処方箋を送付し（FAX、E-mail等）、患者は当該薬局を通じて速やかに受領するなどの取組を検討する。なお、抗インフルエンザ薬は、約1,830万人分が一般流通している。
- インフルについても新型コロナと同様に、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。

(4) 健康フォローアップセンターの拡充と自己検査キットの確保

- 健康フォローアップセンター（重症化リスクの高い患者・小学生以下の子どもの患者以外の患者が自己検査で陽性となった場合の受け皿となる）について、対応人員や応答回線数の増強等に取り組む。
- 自己検査を行っていただくための抗原定性検査キットを確保する（自己検査用を含め、約2.4億回分を確保（上記の同時検査キットを除く））。
- 自己検査の結果が陰性となった場合に、受診を希望する方については都道府県が公表等する地域の電話診療・オンライン診療やかかりつけ医等を受診いただくこととし、受診を希望しない方については自宅等での療養をお願いする（体調悪化時等には、速やかに電話診療・オンライン診療の活用やかかりつけ医等を受診）。

(5) 発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底

- 都道府県の受診・相談センターにおいては、引き続き、発熱患者等の体調不良時等の不安や疑問、また、受診の要否や受診する医療機関に迷う場合の相談に対応する。
- 受診・相談センターによる電話相談の活用に加えて、医療機関の受診や救急車の要請に迷う場合の電話等による相談体制^{注)}の強化を図るとともに、その活用を改めて周知する。

注) #7119（病院に行くべきか、救急車を呼ぶかどうか等の電話相談窓口）、

#8000（子どもの医療に関する電話相談窓口）、救急相談アプリ

(6) 救急医療や入院治療等に関する対策

① 救急医療のひっ迫回避

- 発熱外来がひっ迫し、速やかな受診が困難になる場合には、受診を求めてやむを得ず救急車を要請する患者が増加する等により、救急医療のひっ迫にもつながる。
- このため、(1)～(5)の対策に取り組み、必要な方が発熱外来等を受診できるようにするほか、限りある救急医療の資源を有効に活用するため、以下のとおり、救急医療機関の外来・入院機能の強化に取り組む。
- 患者をより多く受け入れるための救急外来スペースの確保、介護士の派遣等による入院中の高齢者への介護機能の強化、入院治療が必要な患者をより多く受け入れるための休止病床の活用等に引き続き取り組む。
- 医療従事者が濃厚接触者となった場合に、欠勤による影響を軽減するため、無症状かつ日々検査し、陰性であれば、自宅待機を要せず働くこ

とができる取扱について、改めて周知する。

②入院治療が必要な患者への対応の強化

- 病床確保計画に基づく新型コロナ病床の確保は引き続き維持し、感染拡大時には時機に遅れることなく増床を進めるとともに、感染状況等に即したフェーズ運用により、通常医療との両立を図る。
- 感染拡大時には医療従事者の欠勤等により新型コロナ病床の一部が稼働しなくなる事態も想定して、都道府県等による入院調整や転院・退院支援等の取組の好事例を横展開し、都道府県における病床のひっ迫回避に関する対応能力の向上を図る。
- また、都道府県において、G-MIS により管内の新型コロナ重点医療機関における医療従事者の欠勤状況を把握・活用することで、感染状況等に即したフェーズ運用を促進する。
- 新型コロナ医療機関ではない医療機関にも新型コロナ感染対策ガイドを周知徹底し、院内において新型コロナの患者が生じた場合の対応能力を有する医療機関の増加を図る。
- 地域でインフルの流行のおそれがある場合の対応については、流行の端緒があれば都道府県等が直ちに注意喚起し、住民に基本的な感染対策の徹底を呼びかける。

また、インフルにより入院治療が必要な患者への対応については、病診連携による一般病床における入院調整等により対応することを基本に、地域や医療機関の状況に応じて一般病床が不足する事態になれば、新型コロナ病床における病室単位での柔軟な取扱等により対応する。

③高齢者施設等に対する医療支援等

- 新型コロナの患者が生じた場合に迅速・的確な対応ができるよう、高齢者施設が初動対応を相談できる都道府県の電話等相談窓口の設置を促進する。
- 高齢者施設への支援に当たる都道府県の「感染制御・業務継続支援チーム」^{注)}の体制強化を更に進める。
注) ゾーニング等の感染管理を行う技能を保有した看護師・医師等
- 高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の推進を図るため、特例的に、国から都道府県等に抗原定性検査キットを配布する。

2. ワクチン接種の推進

- 1の対策を進める他、新型コロナウイルス感染症の感染予防、発症予防、重症化予防が期待されるため新型コロナワクチンの接種を進め、またインフルの重症化予防を目的にインフルのワクチン接種を進めていく。
 - 新型コロナに対しては、年内に接種対象者全員がオミクロン株にも対応したワクチンの接種を受けられるよう^{注)}、10月から11月にかけて100万回/日を超えるペースの接種体制を整備するとともに（10月中に全員分を輸入見込み）、ワクチンの有効性や安全性に関する情報について、国民各位に丁寧に周知し、早期の接種の呼びかけを行う。
注) 現在、接種間隔の短縮等について検討しており、10月下旬までに結論を得る予定。
 - インフルに対しては、定期接種の対象となっている高齢者等に対して、早期の接種の呼びかけを行い、ワクチン接種を進めている（成人分約7,000万人分を11月中までに順次供給見込み）。

3. 国民各位への情報提供と重症化リスク等に応じた外来受診・療養への協力等の呼びかけ

- 上記の発熱外来や電話診療・オンライン診療を行っている医療機関や、都道府県の受診・相談センター等の電話相談窓口等について、行政機関のホームページ等を通じて、国民各位に分かりやすく情報提供していく。
- 更に、新型コロナとインフルが同時に流行した場合に備えて、限りある医療資源の中でも高齢者・重症化リスクの高い方に対し適切な医療を確実に提供するために、国民各位への情報提供と重症化リスク・疾患等に応じた外来受診・療養の流れへの協力を呼びかける。
また、ワクチンについても、重症化予防等の観点から接種を促進するため、上記のとおり、国民各位への周知や呼びかけを行う。
- このため、関係する国・地方の行政機関のみならず、医療団体・学会の関係者、経済団体も一丸となって、適切なメッセージの発信、発信方法の検討や発信時の連携等に当たることが望まれるところであり、上記の「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」において最大限の取組を行う。
なお、現時点で想定する国民各位への呼びかけ内容のイメージは別添2のとおりであり、今後、タスクフォースでも御議論をいただく。

（以上）

群型コロナウイルス、季節性インフルエンザの流行下の外来受診・発熱の累積（イメージ）

ヒーリング

新編

-2025 RELEASE UNDER E.O. 14176

10

二
七

20

270

四

七二

1

卷八

15

卷之四

※1 加賀の口づけは、主に女性の口づけで、日本の人、特に女性はつまむ口づけが一般的。女性の口づけは、女性の口づけが一般的。女性の口づけは、女性の口づけが一般的。

(別添2) 同時流行を見据えた国民の皆さまへの呼びかけ内容イメージ

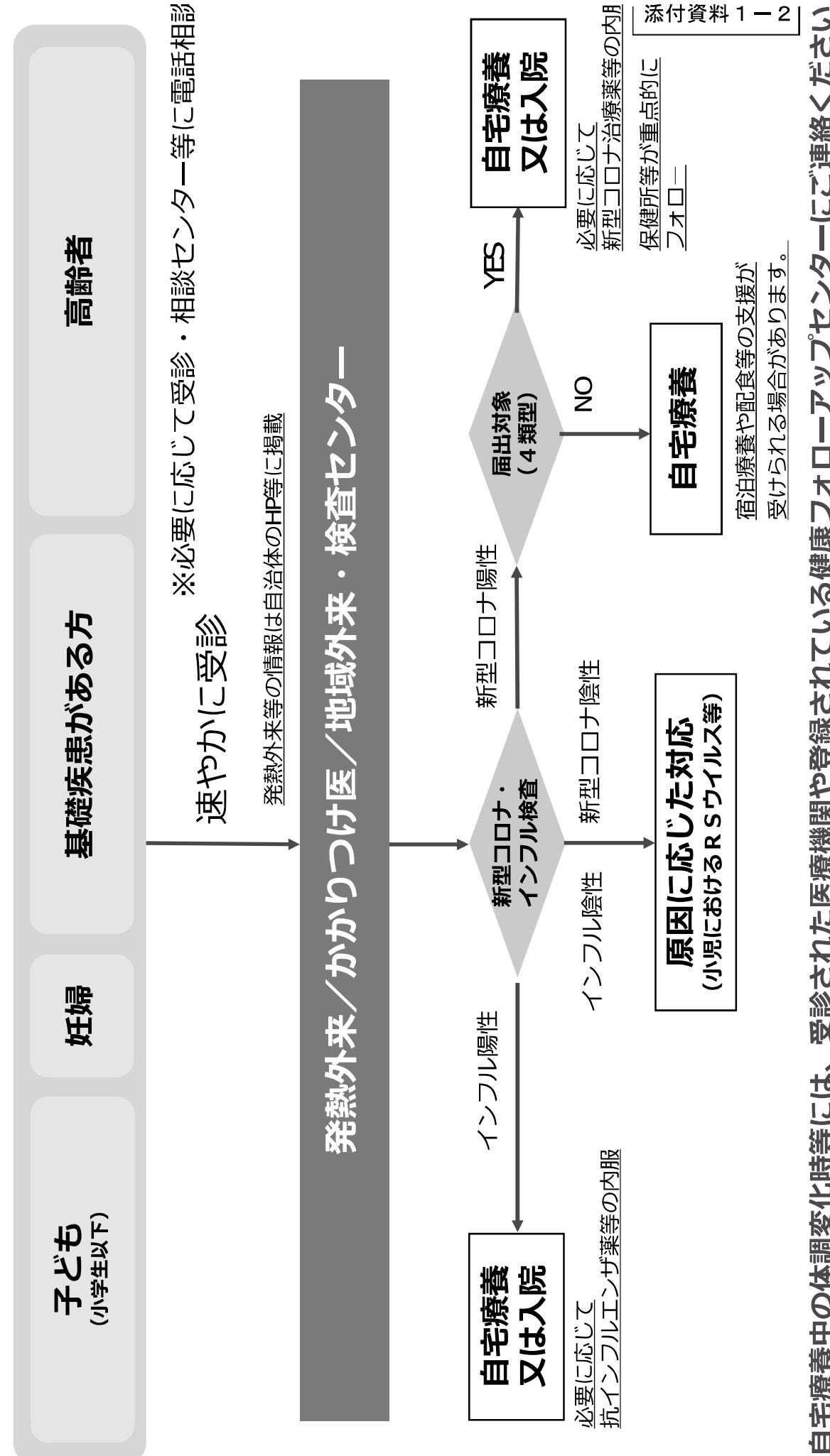
対象者共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症は過去2年間、年末年始に流行っています。2022年の年末までに、重症化リスクの高い高齢者等はもとより、若い方にもオミクロン株対応ワクチンの接種を完了するようおすすめします。なお、現在、接種間隔の短縮等について検討をしており、10月下旬までに結論を得る予定です。 ● 日頃から、体温や健康状態の確認等、セルフチェックを心がけましょう。また、引き続き、手洗い等の手指衛生、換気、適切なマスクの着脱など基本的な感染対策をお願いします。 ● 今夏を上回る感染拡大が生じた場合には、医療機関を速やかに受診できない場合も考えられます。発熱等の体調不良時に備えて、予め薬局等で新型コロナの検査キットやOTCの解熱鎮痛薬を購入し、自己検査やセルフケアの準備をしておきましょう。
高齢者、基礎疾患有する方、妊婦、子ども等、	<ul style="list-style-type: none"> ● 季節性インフルエンザワクチンについては、定期接種の対象者^(※)で、接種を希望される方は、お早めに接種をお願いします。 (※) 65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等 ● 新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの重症化リスクがあります。発熱等の体調不良時には、速やかに発熱外来やかかりつけ医を受診して下さい。 ● また、御自身で新型コロナの検査キットで陽性を確認された場合には、受診時にその結果を医師に伝えて下さい。
上記以外の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 基礎疾患をお持ちでない若い方は、新型コロナやインフルエンザに感染した場合でも、高齢者等と比べて、重症化したり、入院したりする割合は低くなっています。 ● 今夏の感染拡大を踏まえ、重症化リスクの高い方に適切に対応を行うため、発熱等の体調不良時には、まずは御自身で新型コロナの検査キットにより自己検査をお願いします。必要に応じて、都道府県等が公表している相談窓口にもご相談下さい。 ● 自己検査で新型コロナ陽性が判明した場合には、健康フォローアップセンターに連絡・登録の上、自宅等での療養をお願いします。体調が変化した時等は、同センター等にご相談下さい。 ● 体調不良等により受診を希望される場合には、電話診療・オンライン診療の活用や、かかりつけ医の受診もご検討下さい。

※ 地域の状況に応じて、救急医療の状況、オンライン／電話診療の利用方法等も発信

新型コロナ・インフルエンザの大規模な流行が同時期に起きた場合に備えた重症化リスクの高い方の外来受診・療養の流れ（イメージ）

<重症化リスクの高い方の発熱等体調不良時の外来受診・療養の流れ>

※このフローは標準的なモデルです。
各地域の状況に応じて変更される場合があります。

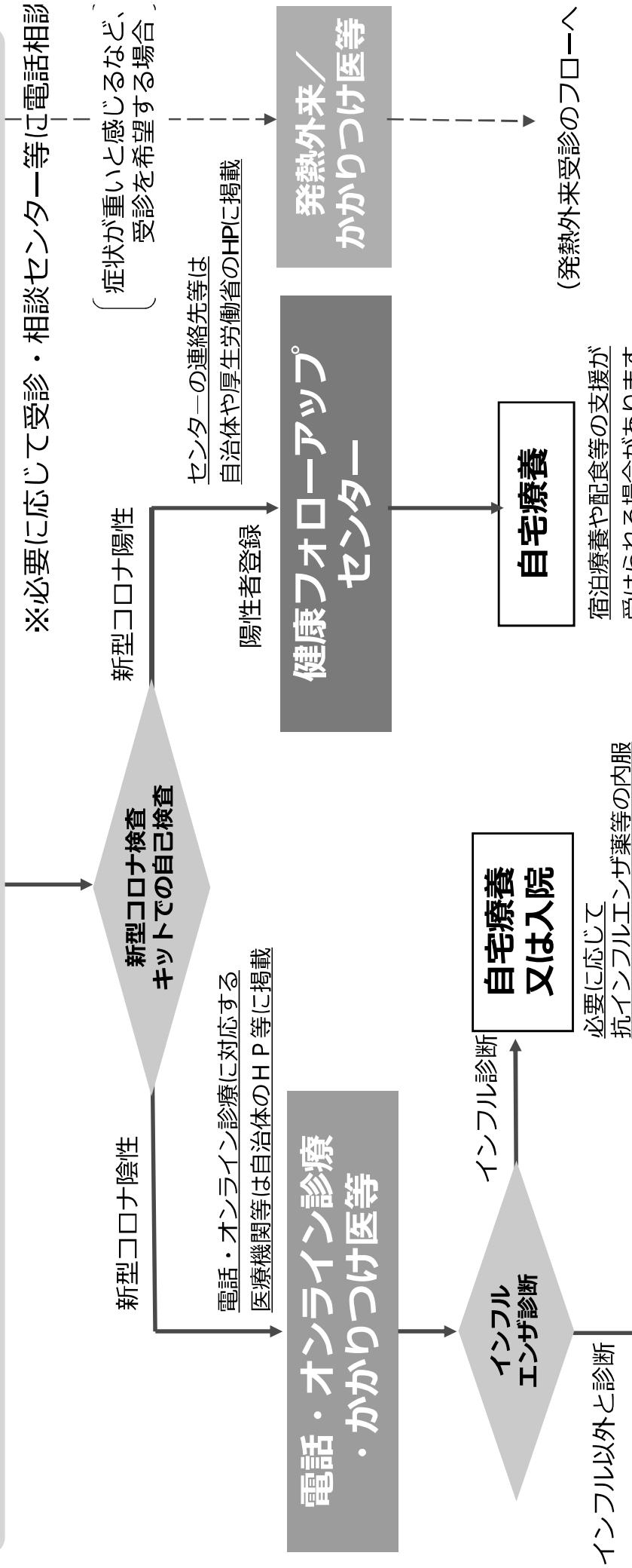


新型コロナ・インフルエンザの大規模な流行が同時期に起きる場合に備えた重症化リスクが低い方の外来受診・療養の流れ（イメージ）

＜重症化リスクが低い方の発熱等体調不良時の外来受診・療養の流れ＞

※このフローは標準的なモデルです。
各地域の状況に応じて変更される場合があります。

重症化リスクが低い若い方 (前頁以外の方)



原因に応じた対応

※自宅療養中の体調変化時には、受診された医療機関や登録されている健康フォローアップセンターにご連絡ください。

今秋以降の感染拡大期における感染対策について
新型コロナウイルス感染症対策分科会
令和4年10月13日(木)

I. 今秋以降の感染拡大期における感染対策の基本的考え方

- 今秋以降の新型コロナの感染拡大においては、これまでの感染拡大を大幅に超える感染拡大もあり得るとされ、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されている。
その場合でも、今夏と同じ、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、患者等の重症化率が低いこと等を踏まえ、新たな行動規範は行わらず、社会経済活動を維持しながら、医療のりづ目に直結する重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるどもに、季節性インフルとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を基盤化することを基本方針とする。
- 感染拡大防止策としては、季節性インフルエンザの感染予防も含めて、
 - ・ 新型コロナのワクチンについては、年内に接種対象者全員がオミクロン株に対応したワクチンの接種を受けられるよう取り組むとともに、季節性インフルエンザワクチンに対する接種者等に対して、早期接種の呼びかけを行つて、定期接種の呼びかけを行うことにより、どこからでも簡単に接種を更に進める。
 - ・ また、適切なマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気、「三つの壁」の回遊等の基本的な感染対策が重要であり、改めて徹底をも重ねてていく。
※季節性インフルとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制の準備は政府が別に定めるところによる。
- これと併せて、今夏、多数のクラスターが発生した医療機関・高齢者施設・学校・保育所等について、業務継続が可能となるよう、医療の事例や先進的な取組例等も踏まえて、ポイントを絞った効率的・効率的な感染対策に取り組む。
特に、医療機関・高齢者施設については、今夏、感染対策をすり抜けて院内で感染が拡大し、多数のクラスターが発生したことから、施設に感染を持ち込ませない対策が最重要である。なお、感染対策を徹底してもクラスターが生じてしまう場合があることから、一定の感染が生ずることを想定して対応することが必要である。
また、学校・保育所等については、こどもへの接種が本格化したことなどから、感染の持ち込みを完全に防ぐことは困難であるが、今夏、子どもの感染者が大幅に増加したことや、こどもが流行の主体である季節性インフルエンザの感染を抑える必要があるにから、新型コロナ、季節性インフルエンザ双方の子どもへの感染拡大防止が重要である。
- ただし、感染者数が膨大な数になり医療のリソースが生じる場合やワイルスの特性に変化が生じた場合は、より感染拡大を防ぐための感染拡大防止の機能維持に関する更なる協力の要請・呼びかけや行動制限を含む措置を採用する場合に応じた対応を行う。

II. 医療機関、高齢者施設等における感染対策

1. 基本的な考え方

- 今夏のクラスター事例等では、医療施設では入院時の検査のすり抜け、高齢者施設では職員による感染持ち込みを原因とするものが相当数あつたことから、患者や高齢者等を感染から守る観点では、市中で感染がまん延し地に感染状況が悪化している場合には、まず、院内・施設設内に感染を持ち込まないよう、「入口」での対策が重要。このため、職員の検査や入所時・入院時・入所時のスクリーニングを強化することが必要。
- 院内・施設内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないことが必要であるが、今夏のクラスター事例等では、基本的な感染対策が不十分だったことによりクラスターに発展したケースが散見され、施設によって感染対策の実施状況にもバラつきがあつたことから、感染対策の底上げを図ることが必要。
- 一方で、感染対策を徹底しても、クラスターが生じてしまう場合もあることから、クラスターが起り得ることも前提に、平時から準備（医療支援の体制確保、業務継続体制の確保、感染者の周囲への一斉検査の実施等）をしておく必要がある。
- こうした考え方に基づき、感染拡大時にあっても業務継続が可能となるよう、今夏に発生した実際のクラスター事例や先進的な取組例等も踏まえて、主に（1）「入口」、（2）「院内・施設内」、（3）「クラスターが発生した場合」の段階ごとに、具体的な感染対策について、次頁以降で整理する。
- なお、具体的な感染対策については、全国知事会による事例調査、厚生労働省アドバイザリーボードでの意見等をもとに作成した。

II. 医療機関、高齢者施設等における感染対策

2. 具体的な感染対策

(1) 「入口」頭痛の対策

■導入実績の把握

①休業不良の職員の休暇の取扱い

- △ 階段に限らず、呼び屋や駅、駅構内、階段上昇する。
△ 山登りなども限らず、山登りをする。

（個別管理はアフリを活用するなど）
△ 記載範囲の確認が難しくなり、省力化（ともかく）

- △ 先進的な事例として、職員に検査キットを自宅に持ち帰らせる、体調不安がある場合や家族が症状のある場合等に、自宅で検査を行い検査を行なう職員から出勤する取組もあり、これも参考にすることが考えられる。

（2）職員の検査

- △ 感染者の接觸があつた段階で早期に検査を行うことで感染拡大を防止してきた事例があることから、これも参考に職員に対する検査を行うことが考えられる。この場合、検査はPCR検査が望ましい。

△ 前述が施設の職員（特に介護、看護職員）に対する検査であるが、他の施設（アパート、老人ホーム、施設運営会社等）の職員（特に介護、看護職員）に対する検査は、入所時検査（定期検査）等を併用して対応する必要がある。

△ 医療機関の職員につきは必要に応じて毎回検査を実施することが考えられる。
△ 毎回検査直前に既往歴を細胞的に洗出す。この場合、週2～3回の実施よりも考え方となる。

②新規入院・入所者の発見と検査、施設内における管理

- △ 入院場・入所場のスクリーニング検査（PCR又は抗原検定、定量）は引き続き実施するが、可能な限り入院・入所の当日に実施するなど、検査のすり抜けを最小限に抑える。

△ それでも検査のすり抜けが生じる可能性を考慮して、病室運用に余裕がある場合は、新規入院患者は3日間、個室管理している事例もあり、新規入院・入所者を個室管理又は別行動で管理することが考えられる。

△ 病院内に潜伏期患者（例えは、外泊）が一時帰省から戻り入所する場合、PCR検査のみならず、必要に応じて取引の解説。

■実施時の留意点等の問題

- △ 休業不良の職員の休暇の取扱い

（個別管理はアフリを活用するなど）
△ 記載範囲の確認が難しくなり、省力化（ともかく）

- △ 先進的な事例として、職員に検査キットを自宅に持ち帰らせる、体調不安がある場合や家族が症状のある場合等に、自宅で検査を行い検査を行なう職員から出勤する取組もあり、これも参考にすることが考えられる。

- △ 感染者の接觸があつた段階で早期に検査を行うことで感染拡大を防止してきた事例があることから、これも参考に職員に対する検査を行うことが考えられる。この場合、検査はPCR検査が望ましい。

△ 前述が施設の職員（特に介護、看護職員）に対する検査であるが、他の施設（アパート、老人ホーム、施設運営会社等）の職員（特に介護、看護職員）に対する検査は、入所時検査（定期検査）等を併用して対応する必要がある。

△ 医療機関の職員につきは必要に応じて毎回検査を実施することが考えられる。
△ 毎回検査直前に既往歴を細胞的に洗出す。この場合、週2～3回の実施よりも考え方となる。

- △ 新規入院・入所者の発見と検査、施設内における管理

△ 入院場・入所場のスクリーニング検査（PCR又は抗原検定、定量）は引き続き実施するが、可能な限り入院・入所の当日に実施するなど、検査のすり抜けを最小限に抑える。

△ それでも検査のすり抜けが生じる可能性を考慮して、病室運用に余裕がある場合は、新規入院患者は3日間、個室管理している事例もあり、新規入院・入所者を個室管理又は別行動で管理することが考えられる。

△ 病院内に潜伏期患者（例えは、外泊）が一時帰省から戻り入所する場合、PCR検査のみならず、必要に応じて取引の解説。

※ 都道府県等の先進事例ではこれまでの分科会検討会議でまとめて示した、以下同じ。

(2) 「院内・施設内」の対応

面接担当者の役割	院内・施設内での対応
①効率的な導きの微徳。	<ul style="list-style-type: none">➢ CO₂センサーを用いる。以下の手順に準拠して事前に、患者にて行なう。<ul style="list-style-type: none">① 郡道府県が換気の専門家チームを施設に派遣し、換気方法を指導。② 郡道府県か管内の全ての入所施設・通所施設に CO₂センサーを配布。③ 高齢者施設において高機能の機械換気設備（高い換気機能を持った空調設備や車両交換機能を持つ換気装置等）を導入。➢ 患者（院内）にて、患者（院外）へもしくは利用料金を算出する。一括的に行なう。<ul style="list-style-type: none">① 個室の半分が換気される。廊下部全の半分が換気される。② 下部部分の換気（廊下）にて、他の患者を入室させることで患者（院外）へもしくは利用料金を算出する。窓開けやドアでの外気導入を行なうこと）が考元られる。➢ 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時）を確保するため、CO₂濃度を概ね1,000ppm以下に維持する事が望ましい。
②漏れり作業室防護	<ul style="list-style-type: none">➢ 新型コロナの感染が否定できない患者・入所者に対して、エアロゾルが生じうる咳嗽吸引や呻き、口腔ケア等を行う場面では、職員がN95マスクやフェイスシールドを着用することが考えられる。<ul style="list-style-type: none">① N95マスク着用時には、空気の流れなく、きちんとフィットして着用できているか確認する。N95マスクを含め個人防護具（PPE）の適切な着用方法について、職員への指導や研修会を実施し徹底している事例もあり、これも参考にして取り組むことが考えられる。② 入院患者・入所者の食事については、自室に隣接の否が係まる場合で食事介助する場合に、できる限り互いの距離を確保する。

(3) 「クラスターが生じた場合」の対応

事象発現の状況	事象発現の原因と対応する方針の出し
①施設者の居所への一斉検査の実施	館内・施設内で職業者が発生した場合の周囲への一斉検査は職場拡大を防ぐM-引き戻し、感染者を一定の接触があるかと必要となるかは遠やかに一直線を実施する。
②通りソーラーの実施	ソーラーの当体は行つくりけが、レッドリーンとグリーンリーンのまま行き来していく。また、運営が不適切が事例も報告されています。 施設内部の状況は詳しく、病室・居室・事務室等で入り・脱り・ソーラーを行。この際、床にソーラーを施すなど現象的にも分かれています(区分り)。ソーラーを引く限り、平野がソーラーの隣となり、距離が短い場合は、ソーラーの隣を倒すことがあります。距離が短い場合は、ソーラーの隣を倒すことがあります。
③高齢者施設における感染症の事前準備	平時から、他施設からの介護職員の派遣も含めた業務連絡の体制を確立することが考えられる。派遣される予定の職員に対し、平時から、感染対策等の研修を実施している事例もあり、これも参考にして取り組むことが考えられる。
④高齢者施設の入所者への遮断支援体制の事前構築等	平時から、施設ごとに協力医療機関を確保するなど、都道府県において高齢者施設の入所者への医療支援の体制を構築するよう、再度の周知徹底や確保状況の確認等を行うとともに、自治体の福祉部局と医療部局の連携を促進する。 また、都道府県は法人が生じた高齢者施設の感染対策の状況を確認し、専門家による指導を行なう体制を構築する。

※ (1)～(3)「而してお勤め(人手不足)」箇所とは、「物半削減」を始めとした社会経済活動を維持していくための検討の過程について
(令和4年7月14日新規コロナワイルス感染症対策会議)、「感染症対策のための効率的な検査」「(令和4年7月14日新型コロナワイルス感染症対策会議資料2)」等を参照のこと。
5

(4) その他

- (1) 患者・入所者との面会、リハビリの実施
- ・面会については、一律に制限していないが、実際には実施していない施設もある一方で、家族面会室を設置する、事前に検査で陰性を確認する等の方法で面会を実施している施設もある。職員や家族等からは、感染拡大防止にあつても、当事者の危険な状況を考慮すれば面会を実施したいという声が強いことや、QOLの確保の必要性を踏まえ、必要な感染防止策を講じて面会を実施できるよう、好条件を周知するなどの対応を行う。
 - ・リハビリについても、控えている医師相談所があるが、入院患者の機能回復やQOL向上の観点から、必要な感染防止策を講じて実施できるよう、標準的な実施方法や好事例を周知するなどの対応を行う。
- (2) 病院の日常生活への配慮
- ・医療機関・看護・言語施設の職員について、例えば同居家族以外と会話がないようにする、食事は必ず1人でとるなど、職員の日常生活を過度に制限することは不合理、必要な感染防止策を講じた上で、適切に対応されるよう周知する。
- (3) 施設間での連携に関する情報共有
- ・施設の感染対策の実施状況や端末等を地域の施設間で共有する連携会議やWeb等を開催している事例もある。感染対策の広い範囲を囲む観点から、地域の実情に応じて、こうした情報共有を促進する(ともに育む)と考えられる。

III. 学校、保育所等における感染対策

1. 基本的な考え方

- 学校・保育所等での感染対策については、こどもの教育機会を可能な限り確保するとともに、こどもや教育現場、医療現場の負担とならないよう、科学的知見に基づき、ポイントを絞つて効率的・効率的に取り組むことが必要。
- 具体的には、こどもは高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、こどもに対して検査を行なうことは本人や医療現場にとって負担が大きいため、検査によって感染拡大防止の活性化を図ることは現実的ではない。
- 他方で、季節性インフルエンザの同時流行が予想されており、こどもが感染された場合の対応が重要である。

- このため、これまでにも講じてきました、体調不良の場合に登校・登園を控えること、部活動を含めた学校内外での換気等による感染対策について、今夏の集団感染事例や先進的な取組等を踏まえて、さらに推進していくことが必要。
- 本市、具体的な感染対策については、全国知事会による事例調査、厚生労働省アドバイザリーポートでの意見等とともに作成した。

2. 具体的な感染対策

(1) 感染対策の概要

①季節性インフルエンザの同時流行も想定した併設不適切の児童福祉施設

- 発熱に限らず、嘔吐・嘔気や咳、頭痛等、監視し難い症状があらわれた場合は登校・登園をやめてることを徹底するとともに外出を控える。
- 運動会、修学旅行等の学校行事や部活動等でのクリスマスツリー飾りの実施、他気の実施等）の行なう実施してしまえないが、発熱、頭痛、嘔吐、嘔気等、監視し難い症状があらわれる場合は参加を控える。
- バス等による集合移動や、音生活動等における事務操作（事務操作の際は事務担当者が教職員等に手伝いをして、指揮・運営を任す場合に弓手等者が教職員等に手伝い等の外れ込むを示す）。

②体調不良の教職員の休則制度

- 教職員としてし、発熱に限らず、咽頭痛や咳、頭痛等、監修せざる状況が生じる場合は督理者に必ず報告し、出勤しないことを徹底する。（伊藤色原はアフターワークを適用するなど革新的すみふることで、記載漏れの確認がしやすくなり、省力化に貢献する。）
- 教職員としての休暇申請がしづらいもの、休職不承認ある場合に家庭教師が解説のための休業料を支拂うとする取組もあり、これが考にすることが考られる。7

3)外気換気の徹底

③外気換気の徹底

→ 学校内（特に部活動の更衣室や体育館等）で換気に不十分であり、空気が循環されない事例が報告されている（CO₂センサーも導入されたが、空調設備による換気を実施する。以降の活性化参考事例を参照し参考）。外單門は夏季、取り扱むところである。

①体育館等の屋内での部活動について、競技の特性に応じた定期的な換気時間を設定する。送風扇を用いた一方向の空気の流れを作る。
②都道府県が換気の専門家を学校に派遣し、感染症対策改善セミナーを実施（公私立の学校等からの参加が可能）。

③自治体による保健所等に対するHEPAフィルター付空気清浄機の導入補助。
④保健所等において自備能の換気設備等（扇い換気機能を持つ空調設備や熱交換機能をもつ換気設備等）を導入。
→ 児童を送迎するバス等の車中の換気（換気口）の外気導入を行なうことを参考にする。

※ 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/毎）を確保するため、CO₂濃度を概ね1,000ppm以下に維持することが望ましい。
④マスク着用が困難な状況
との調整方策

→ 保健所等の担当者がマスク着用に眼帯が付くが、半眼帯等のリスクを最小限に抑めるため、以下の取組を参考。
①会場内での空気流通時に限り、フェイスマスクやマスク等を着用し、職員への感染を防ぐ。
②会場内に体温測定したことのない者を行な際には、換気や手洗いに応じた適切な取り置きを徹底する。

③人人数で、一日に会場で行動するものではなく、時間差を設けたり、少人数単位で活動する。
※ ①～④は、これまで実施した参考事例を元に創成しては、行政機関に協議していなかった場合の検討について（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策会議）（酒豪源太氏著の「令和4年の新型コロナウイルス感染症対策」（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策会議））等も参考のこと。